

改葬許可申請について

1 申請書必要数について

申請書は、改葬する遺骨一体につき1枚必要です。(申請用紙が不足する場合はコピーして使用ください。)

2 「埋葬又は火葬の場所」の記入

土葬の場合は、「埋葬」を○で囲み、墓地の所在地を記入してください。

火葬の場合は、「火葬」を○で囲み、火葬した施設の住所と施設名を記入してください。

3 申請書の墓地管理者の署名・押印

改葬許可申請の時点で遺骨を埋葬又は埋蔵している墓地の管理者です。

※ 個人所有の墓地であれば、所有者(当該個人墓地を管理している者)の印を押印してください。

※ お寺や霊園等であれば、お寺や霊園等の管理者の証明印を押印してもらってください。

4 墓地の場所の記入

改葬許可申請の時点で遺骨を埋葬又は埋蔵している墓地の所在地を番地まで記入してください。

5 添付書類

改葬先の墓地の所有者、使用者、名称、所在地等(「墓地」の場所)が確認できる書類(墓地使用許可証など)の写しを添付してください。

6 死亡年月日等、不明な箇所がある場合

死亡年月日や埋葬又は火葬の年月日等、調べてもわからない箇所は「不詳」と記入してください。

7 改葬許可証の郵送について

「改葬許可証の郵送を希望される場合」は、改葬許可申請書を提出(送付)する際に、「返信用封筒」と「返信用切手」を添えてください。

※ 定型郵便物/1通: 50gまで(110円)、100gまで(180円)

※ 重さの目安: 許可証8枚と返信用封筒(定型)で概ね50gです。

※ 重さが不明な場合は、多めに切手を入れていただき、余った場合は許可証と一緒に返却します。

※ 改葬許可証の交付は、申請書を受理した日から概ね10日から15日程度必要です。

(納骨の日程等の都合によりお急ぎの場合は、申請時にその旨申し添えください。現在の墓地の番地が記入されていないなど、申請書に不備がある場合はご希望に添えない場合があります。)

8 その他

ご不明の点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒716-8501

岡山県高梁市松原通2043番地

高梁市役所 市民生活部環境課 環境衛生係

☎0866-21-0259